

学年	教科等	単元等	活用アプリ
中3	公民	民主主義と政治参加「模擬裁判をやってみよう」	オクリンクプラス ピン集計
授業 内容	法に基づいた論理的な思考力や、多面的・多角的な物の見方、自分の意見について根拠を挙げて表現する		
準備：	- 共有コードを使用してカードを取得する。 - 全体共有用のみんなのボードを1つと、班の数分のみんなのボードを用意する。 「カード①のまとめ」を班のボードに送る。 - カード①、②、③を子供たちのマイボードに送る。 （カード②はピン集計と選択肢集計のいずれか先生が使いたい方を選ぶ）		
授業の流れ：	1. 先生が提示資料①と②を提示し、「事件の状況」「罪の軽重」「刑事責任能力」「判決の妥当性」を説明する。 2. 各自カード①を開き、Tチャートに弁護側と検察側の意見を整理して入力し、みんなのボードの班のボードへ送る。 3. 班になり班のボードを見ながら意見を共有し、代表者が「カード①のまとめ」カードにまとめ全体で発表する。 4. 各自カード②を開いて被告人Aの判決を考える。有罪と無罪の間で自分が思う判決の位置にピンを置き（選択肢集計の場合は選択肢を選び）、理由を書いて全体共有用のボードに送る。 5. 先生が全体共有用ボードで集計をして、それぞれの意見を確認して交流する。 6. 各自カード③に模擬裁判を通して裁判員制度について考えたことを入力し、カード①、カード②とつながって提出BOXに送る。		
サポータ おすすめ ポイント	ピン集計を使うことで、無罪、有罪でも「どちらか」ではなく「どちらかといえば」というグラデーションをつけて表現することができます。無罪、有罪のいずれかを選ばせたい場合は、選択肢集計のカードをご使用ください。		

提示資料

裁判員として裁判の判決を考えよう 提示資料①

事件の状況

被告人A(中学生15歳)は、先輩B(高校生18歳)からSNSで「高収入・即日払い」という募集があるから、「お使い」と呼ばれる役割のバイトをしないかと誘われた。Aは、遊ぶお金がほしくて、バイトをしたいとBに伝えた。

後日、先輩Bから送られてきた写真と住所をもとに、高齢者C宅を訪れ、依頼物を受け取ることにした。しかし、Cが異常に気づいて通報したため未遂に終わった。



カード①、カード②の入力例

裁判員として裁判の判決を考えよう カード①

弁護側（無罪・軽微罪の主張）	検察側（有罪の主張）
被告人Aは、SNSで募集されたバイトに誘われ、高収入・即日払いという条件でバイトをした。しかし、先輩Bの指示で高齢者C宅を訪れ、依頼物を受け取ることにした。しかし、Cが異常に気づいて通報したため未遂に終わった。	被告人Aは、SNSで募集されたバイトに誘われ、高収入・即日払いという条件でバイトをした。しかし、先輩Bの指示で高齢者C宅を訪れ、依頼物を受け取ることにした。しかし、Cが異常に気づいて通報したため未遂に終わった。
被告人Aは、SNSで募集されたバイトに誘われ、高収入・即日払いという条件でバイトをした。しかし、先輩Bの指示で高齢者C宅を訪れ、依頼物を受け取ることにした。しかし、Cが異常に気づいて通報したため未遂に終わった。	被告人Aは、SNSで募集されたバイトに誘われ、高収入・即日払いという条件でバイトをした。しかし、先輩Bの指示で高齢者C宅を訪れ、依頼物を受け取ることにした。しかし、Cが異常に気づいて通報したため未遂に終わった。
被告人Aは、SNSで募集されたバイトに誘われ、高収入・即日払いという条件でバイトをした。しかし、先輩Bの指示で高齢者C宅を訪れ、依頼物を受け取ることにした。しかし、Cが異常に気づいて通報したため未遂に終わった。	被告人Aは、SNSで募集されたバイトに誘われ、高収入・即日払いという条件でバイトをした。しかし、先輩Bの指示で高齢者C宅を訪れ、依頼物を受け取ることにした。しかし、Cが異常に気づいて通報したため未遂に終わった。

裁判員として裁判の判決を考えよう カード②

被告人A(中学生15歳)の判決

理由

犯罪行為を実行して、結果は達成できなかったが、だまし取る行為に着手した時点で、詐欺未遂罪という犯罪が成立している。14歳以上の者は、刑事責任能力があるので有罪になる。少年法の考えて、少年院送致が妥当な判断だと思う。


イラスト出典：いらすとや <https://www.irasutoya.com/>

共有コード

共有コードを入力、またはカメラを起動して二次元コードを読み込む



pb01KYH95F2932XBSF5GAB713FE6

提示資料

裁判員として裁判の判決を考えよう 提示資料①

事件の状況

被告人A(中学生15歳)は、先輩B(高校生18歳)からSNSで「高収入、即日払い」という募集があるから、「お使い」と呼ばれる役割のバイトをしないと誘われた。Aは、遊ぶお金がほしくて、バイトをしたいとBに伝えた。

後日、先輩Bから送られてきた写真と住所をもとに、高齢者C宅を訪れ、依頼物を受け取るようになった。しかし、Cが異変に気づいて通報したため未遂に終わった。

裁判員として裁判の判決を考えよう 提示資料②

罪の軽重について

・被告人A(中学生15歳)は、先輩B(高校生18歳)から「ただのお使い」と聞かされていたと主張。罪の意識が薄かったと訴えている。

・検察官は、Aが「高収入・即日払い」という言葉から犯罪にかかわっている可能性を認識していたと主張している。

刑事責任能力について

・被告人Aは、先輩Bの誘いに断れない状況や経済的な困窮もあり、手を出してしまった。

・先輩Bは、Aは「犯罪」だと思った上で、参加していたと証言している。

判決の妥当性について

・検察官は、再犯防止のためにも厳罰を求めている。

・弁護人は、Aが深く反省しており、まだ若く更生の機会を与えるべきだと主張する。

カード①～③

裁判員として裁判の判決を考えよう カード①

伊達院 (裁判官の役割)

佐野 (弁護人の役割)

裁判員として裁判の判決を考えよう カード②

被告人A(中学生15歳)の判決

理由
クリックしてテキストを編集

カード②について

いずれか一枚を選んで
子供たちに
送ってください

裁判員として裁判の判決を考えよう カード③

被告人A(中学生15歳)の判決

理由
クリックしてテキストを編集

裁判員として裁判の判決を考えよう カード④

模擬裁判を通して、裁判員制度について考えたことを入力しましょう。

クリックしてテキストを編集

「カード①のまとめ」カード

裁判員として裁判の判決を考えよう カード①のまとめ

伊達院 (裁判官の役割)

佐野 (弁護人の役割)